

平成25年度 第34回岩手県社会人ハンドボールリーグ
開 催 要 項

- 1 主 催 岩手県ハンドボール協会
- 2 主 管 岩手県社会人ハンドボール連盟
- 3 後 援 花巻市、(財)花巻市体育協会
- 4 期日・場所

①	7月28日(日)	富士大学スポーツセンター	3面
②	8月11日(日)	花巻市総合体育館	3面
③	9月 8日(日)	花巻市総合体育館	3面
④	9月16日(月:敬老の日)	花巻市総合体育館	<u>2面のみ</u>
⑤	10月14日(月:体育の日)	花巻市総合体育館	3面
- 5 種 別 一般男子の部、一般女子の部
- 6 資 格 日本ハンドボール協会に登録したチーム及び選手
- 7 競技方法 男子 1部・2部・3部に分けリーグ戦(各部分は、昨年度成績による。)
女子 リーグ戦(※ 男女とも、申し込み状況により、変更もあり得る。)
- 8 参加申込 別紙、参加申込書にて下記あてに申込願います。
(参加の有無に関わらず返信願います。)
〒025-8601 花巻市花城町9-30
はなまきスポーツコンベンションビューロー 気付
岩手県社会人ハンドボール連盟 森田 隆 亮 宛て
TEL・FAX 0198-22-3448
E-mail t_morita@hanamaki-scb.jp
- 9 申込締切日 平成25年 6月 7日(金)
- 10 参加費 (※社会人連盟運営費3,000円を含みます。)
男子(1部・2部)、女子 20,000円
男子(3部) 15,000円
- 11 振込口座 銀行・支店等 東北労働金庫 花巻支店
口座番号等 普通 5964625
口座名義等 岩手県社会人ハンドボール連盟
(イワテケンシャカイジンハンドボールレンメイ)
- 12 組合せ日程 申し込み締切後、事務局で決定する。
- 13 表 彰 ① 優勝杯 【 男子(一部)、女子 】
② ベストセブンに記念品 【 男子(一部・二部・三部)、女子 】
③ 最多得点者に記念品 【 男子(一部・二部・三部)、女子 】
- 14 競技運営 ① 競技時間は20-5-20とする。(予定)
② 1試合に参加するプレイヤーは16名までとする。
③ 以上を除き日本ハンドボール協会競技規則によるものとするが、詳細は、後日、日程表とともに送付する。
- 15 その他 ① 岩手県総合ハンドボール選手権大会に男子1部の上位「6チーム」を推薦する。
② ジャパンオープンハンドボールトーナメント東北予選会、東北クラブハンドボール選手権大会への参加選択権を上位チームから順に与える。
③ 棄権する場合は、試合の前々日までに事務局と対戦相手チームに連絡すること。連絡無しに棄権した場合は、ペナルティーとして5,000円を納付すること。
※ 絶対に、土足をしないこと。(施設側から、今後見かけた場合は、貸し出しを許可できない旨、指導を受けております。)
社会人としてのモラルをもって行動願います。



岩手県社会人ハンドボールリーグ規約

1. 登録について

- (1) チームは日本ハンドボール協会に登録しなければならない。
- (2) 高等学校体育連盟登録者及び、中学生以下の者は出場できない。
- (3) 未登録者が試合に出場した場合は、厳重に処罰する。

2. 競技・競技運営について

- (1) 競技は、日本ハンドボール協会競技規則に準じて行われる。
- (2) 競技時間は、20分-5分-20分とし、チームタイムアウトは採用しない。
- (3) オフィシャル（記録、得点掲示、モップ係）は、1試合に1チームを割り当てる。当該チームには、1試合につき1,000円を支給する。
- (4) やむを得ず棄権する場合は、2日前までに事務局及び相手チームに連絡する。
(期限を過ぎた後の棄権は、相手チームへ反則金を支払う)

3. 順位決定について

- (1) 勝=2点、引分=1点、負=0点、不戦敗=-1点、の勝点制で決定する。
不戦勝（敗）は14-0とする。
- (2) 勝点と同じ場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① すべての試合の得失点差数の多いチームを上位とする。
 - ② すべての試合の総得点数の多いチームを上位とする。
 - ③ 当該チーム間の対戦成績で決定する。
 - ④ ①~③全て同数の場合は、前年順位が上位チームを上位とする。
- (3) 上位部最下位と下位部1位は自動入替とする。
(チーム数の状況により変更することがある)

4. その他

- (1) 個人表彰は、各部ともに次の通りとする。
 - ① 得点王・・・・・・1名
 - ② ベストセブン・・・・7名
- (2) 男子1部第6位（上位6）チームまでに、岩手県総合選手権の出場権を与える。
- (3) 上位チームに、次年度ジャパンオーブントーナメントおよびクラブ選手権東北予選への出場権を与える。

この規約は、平成25年4月1日より実施する。